平成２７年（フ）第１１５０号
大阪市東淀川区瑞光１丁目９番15―305号
債務者　藤川　達也
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６１号
大阪市住之江区御崎５丁目12番22号シャンポール御崎204号
債務者　日髙　幸男
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０号
静岡県磐田市国府台27番地７　アイム国府台302号室、前住所静岡県磐田市中泉3028番地１　ロイヤル中泉206号室
債務者　横尾　剛
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
静岡県浜松市南区中田島町732番地の２
債務者　鈴木　利夫
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３１６号
東京都江戸川区西葛西１丁目15―９―302
債務者　古橋　絵美
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３４５号
神奈川県大和市上草柳２丁目15―１
債務者　酒井　憲二
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３５８号
東京都文京区根津２丁目34―24　Ｏｌｄ　Ｔｏｗｎ　Ｈｏｕｓｅ根津
債務者　新部　聖子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３５９号
東京都港区港南４丁目２―２―1402
債務者　横山　勉
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３６２号
東京都江戸川区西一之江２丁目29―７―202
債務者　後藤　孝司
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３６３号
東京都大田区北馬込２丁目27―10―102
債務者　相澤　麗
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３６６号
東京都中野区白鷺１丁目30―８―103
債務者　野澤　邦彦
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３７０号
埼玉県さいたま市桜区西堀６丁目13―38―206
債務者　沖山エリ子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３７２号
東京都港区麻布十番３丁目１―１―602
債務者　糸野　史竜
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３７３号
東京都新宿区中落合３丁目２―９
債務者　竹林　宏明
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３９５号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目１―２―205
債務者　山田　優羽
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部